

支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会

意見書：加盟店管理の実効性確保について

令和8年7月22日

山本 正行

1. 意見の要旨

現行の割賦販売法は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し加盟店調査義務を課し、登録制の下で監督を行う仕組みを整備している。しかし、実質的に加盟店契約の締結に關与しているにもかかわらず、この義務の対象となっていない事業者類型が存在する。

本意見書は、この「規制の空白」に該当する具体的な事業者類型を提示するとともに、当該事業者を加盟店調査義務の対象に含めるべきであることを提案するものである。

2. 背景（現行制度の整理）

割賦販売法において、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（アクワイアラー等）は、加盟店契約締結に先立つ初期調査や、契約後の途上調査・随時調査等を通じて、悪質な加盟店を排除する役割を担っている。この制度は登録制の下で経済産業省の監督を受けており、包括信用購入あっせん業者との間で苦情処理に関する連携も義務付けられている。

他方、既存の規制対象事業者が現に実施している調査手法（審査基準・調査項目等）に不足があるとの仮説に立ち、具体的に何が不足しているか、また今後実施すべき調査項目を指摘することは、事業者ごと、また加盟店の属性・業種・取扱商材によって大きく異なる高度に専門的な事項の可否を判断することにほかならず、本来、本専門調査会が担うべき役割ではないと考える。そのため本意見書では、この点には立ち入らず、現行制度上、加盟店調査義務そのものが及んでいない事業者の範囲を明確にすることに主眼を置く。

3. 規制の対象とすべき事業者類型（具体例）

（1）決済代行業者等

これらの事業者は、実質的に加盟店との契約締結に關与している。①については、制度上は登録事業者を通じた調査体制の枠内にあるものの実効性に疑問があり、②についてはその存在があつてはならないものであり、③については割賦販売法上の加盟店調査義務そのものの対象となつて

いない。特に②及び③については、具体的な制度改正を含む検討を求めるべきである。

①取次方式の決済代行業者

加盟店との契約に際し、その初期調査を「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」であるクレジットカード会社等に取り次ぐ方式を採る決済代行業者。この場合、初期調査及び途上調査は登録事業者が実施する建付けとなっている。しかし、取次ぎを介することにより、実質的な加盟店調査が十分に行われているかという点に疑問の声もある。加えて、この方式を採る大手決済代行業者が経営破綻した事例^{*}もある。加盟店調査義務とは別の論点ではあるが、取次先である決済代行業者自体の経営状況について、登録事業者や監督省がどのように把握・監督すべきかという点についても、併せて見直す必要がある。

②国内に法人登記のない越境型決済代行業者

海外に所在があり、国内の加盟店と契約を締結する決済代行業者の存在が指摘される。このような取引では、海外に加盟店調査を行う主体自体は存在するものの、国内において当該主体が登録・監督の枠外にあるため、実効的な調査・是正が担保されない。このような決済代行業者を介した取引が今後発生することがないよう、未然防止のための対策等の検討が望まれる。

③収納代行業者・プラットフォーム型事業者

他の販売事業者（加盟店）に代わって代金を収納する収納代行業者や、自ら運営するシステム上でクレジットカード決済（国際ブランド決済）、電子マネー、QR・バーコード決済等の複数の支払手段を取り次ぐプラットフォーム型事業者は、いずれも実質的に決済代行業者と同等の機能を果たしている。特にプラットフォーム型事業者については、自らコンテンツ・商品・サービス等を販売する販売事業者としての立場を有する場合に加え、自らが運営するマーケットプレイス上に来店する第三者の販売事業者（店子）を抱え、当該第三者との取引を実質的に取り次いでいる場合も少なくない。後者の場合、プラットフォーム型事業者と店子である販売事業者との関係は、まさに加盟店契約締結事業者と加盟店との関係に類似しており、加盟店調査に相当する審査・監督の必要性が高いと考えられる。これらの事業者について、収納代行業者にあつては代理する加盟店（販売事業者）との関係において、プラットフォーム型事業者にあつては自ら販売事業者を兼ねる場合及び店子である販売事業者を抱える場合の双方において、加盟店調査に相当する審査・監督の対象とすべきかどうか、具体的な検討を求めるべきである。

（２）クレジットカード以外の支払手段

後払い決済、キャリア決済等についても、実質的に加盟店との契約関係を有しているにもかかわらず、割賦販売法に相当する加盟店調査規制を一切受けていない点は不合理である。この点は、過剰与信防止の観点から割賦販売法の適用が既に論点化されているが、加盟店管理の観点から同様に新たな規制の検討を求めるべきである。

4. 報告書の加盟店調査の実効性を求める項への記載提案

- ・割賦販売法においては、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が加盟店調査義務を負い、登録制の下で経済産業省の監督を受けている。
- ・この登録制に伴い、包括信用購入あっせん業者とクレジットカード番号等取扱契約締結事業者との間で苦情処理に関する連携が義務付けられている点も、苦情解決の一助となっている。
- ・加盟店調査とは別の視点ではあるが、3Dセキュア等の認証サービスの普及により、クレジットカード番号盗用による不正利用被害は減少傾向（2024年555億円→2025年510億円）にある点も認識しておくべきである。
- ・他方で、PIO-NETの相談情報によれば、番号盗用とは異なり、加盟店に起因したクレジットカード取引を悪用する詐欺的取引・犯罪の手口は日々巧妙化しており、この種の消費者被害は増加の一途をたどっている状況が伺われる。
- ・こうした状況を踏まえ、被害の増加を可能な限り抑制できるよう、加盟店調査の手法等を時代の変化に即した形へ不断に改善する取組みを継続することが強く求められる。

以上

※決済代行業者「全東信」の経営破綻（2026年7月）